

作業環境測定 (有機溶剤)



あなたの会社に、こんなお悩みありませんか？

作業環境測定って、
絶対にやらないとダメ？

職場の作業環境を
良くしたい！

作業環境測定を実施するようにと
労基から指摘された…。

資格を持っていない人が
測定しても大丈夫？

\\ 貴社のこのようなお悩みを**ミドリ商会**が解決します！ //

作業環境測定は、有機溶剤など人体にとって有害物質を扱う作業現場において、作業環境の実態を把握するために行なう、サンプリングと分析のことです。

屋内で塗装の仕事をしているなど有機溶剤を取り扱う企業では、労働安全衛生法で作業環境測定の実施が義務付けられています。

ミドリ商会では**プロの作業環境測定士による作業環境測定**をお受けしております。現場で働く従業員の安全と健康を確保するための第一歩として、実施をご検討ください。



作業環境測定の内容

01

プロの
作業環境測定士が対応

事前に有機溶剤の種類や測定対象物の使用量などをヒアリングして、有資格者である「作業環境測定士」が現場をサンプリングします。

02

報告書の提出

サンプリングの結果から、「管理区分（作業環境管理の状態）」を記載した報告書を提出いたします。

03

改善のご提案

作業環境を改善するための対策について、塗料・設備・保護具など様々な角度からのご提案が可能です。

作業環境測定の必要性について

作業環境測定は6ヶ月ごとに1回の実施が労働安全衛生法で義務付けられており、正しく実施していない場合は労働基準監督署の立ち入り監査で指導される可能性もあります。

作業環境は有機溶剤の使用量や設備の状況（老朽化など）で変化するため、6ヶ月ごとに1回という定期的なスパンでの作業環境測定が必須です。

作業環境測定の概要

種類	有機溶剤測定
実施頻度	6ヶ月ごとに1回
実施方法	作業環境測定士によるサンプリング
実施費用	60,000円～/回
交通費	別途ご請求（派遣場所によって変わります）

■ 作業環境測定結果報告書のイメージ

作業環境測定結果報告書（証明書）

※

貴事業場より委託を受けた作業環境測定の結果は、下記及び別紙作業環境測定結果記録表に記載したとおりであることを証明します。

測定を実施した作業環境測定機関

① 名称	② 代表者職氏名	③
④ 所在地（TEL、FAX）	⑤ ②-②作業環境測定結果の管理を担当する者の氏名	⑥
⑦ 登録番号	⑧ 作業環境測定に関する知識・管理事業への参加の有無	⑨ 有（ ）年度参加 No.（ ）
⑩ 連絡担当作業環境測定士氏名	⑪ 登録に係る指定作業場の種類	第 1 2 3 4 5

測定を委託した事業場等

⑫ 名称	⑬ 所在地（TEL、FAX）
------	----------------

記

1. 測定を実施した単位作業場所の名称 :
2. 測定した物質の名称及び管理濃度 :
3. 測定年月日（1日目） 年 月 日（2日目） 年 月 日
4. 測定結果

測定日	1日目	2日目	1日目と2日目の総合	区分
A 測定結果（幾何平均値）	$M_1 = ()$	$M_2 = ()$	$M = ()$	I II III
B 測定値	()	()	()	I II III

()内には単位（ppm・mg/m³・f/cm³・無次元）を記入

管理区分 （作業環境管理の状態）	第 1 管理区分 （適切）	第 2 管理区分 （なお改善の余地）	第 3 管理区分 （適切でない）
---------------------	------------------	-----------------------	---------------------



作業環境測定で「第3管理区分」に分類された場合、
作業管理専門家の意見を聞き、作業環境の改善措置を講じる必要があります。

お気軽にお問い合わせください

ミドリ商会で作業環境測定後、現場の環境改善に関する提案が可能です。お気軽にお問い合わせください。

従業員と環境に優しい健康塗料/局所排気装置や全体換気システムなどの設備/防護マスクなどの保護具



株式会社ミドリ商会

MIDORISHOKAI CO.,LTD.

〒456-0015

名古屋市熱田区高蔵町四番七号

TEL 052-671-7211(代)/ FAX 052-682-2598